

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

1. 国見町の歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 阿津賀志山防塁の保存・活用に関する課題

阿津賀志山防塁は、昭和56年(1981)に史跡に指定され、平成6年(1994)に策定された「阿津賀志山防塁保存管理計画」に基づき維持管理がなされてきた。しかし、史跡範囲は、全体の3分の1程度にとどまっており、未指定地区では遺存状態が良好であるものの、草刈りなど日常的な維持管理が行き届かず、歴史的遺産の本来持つ姿が失われている。史跡の適切な管理保存がなされず顕彰、教育活動の場として整備が十分でないため歴史的風致が阻害されている状況にある。

また、国道4号や県道が防塁を横断・近接しているにも関わらず、駐車場等が整備されず、アプローチの不便さから史跡見学者が限られ、阿津賀志山防塁の認知度や関心は、決して高くない。



■阿津賀志山防塁JR東北本線・東北自動車道間地区(左)と遠矢崎地区(右)
維持管理が十分なされていない状態

(2) 伝統を反映した人々の活動に関する課題

本町で維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史と伝統を反映した人々の活動は、旧村社を中核とする祭礼・神楽奉納・山車の運行などの伝統芸能であり、現在も地域の人々により引き継がれている。

しかし、本町で各地区に受け継がれている祭礼・伝統芸能は、少子高齢化、若年層の転出などにより担い手の確保が難しい状況にある。また、高齢化によって地域行事などへの参加ができなくなり、人手不足により祭礼の簡略化が進み、本来の活動の継承が危惧される状況にある。



■後継者の育成に取り組む内谷春日神社
太々神楽



■祭礼の縮小により使用されなくなった山
車の部材

(3) 歴史的建造物に関する課題

本町で維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、旧宿場町とその周辺の農村集落の町並み及び集落の鎮守として人々の信仰をうけた旧村社などの社殿や寺院など現在も多数残っている。さらに、国見石の採石が行われていた本町では、優れた加工技術と建築技術により石蔵等の石造建築物が多数残り、本町特有の町並みを作り出している。

しかし、歴史的建造物の指定など文化財として指定されているのは一部に限られ、ここに住む人々の共通の貴重な文化財であることの認識の希薄さが保護をないがしろにし、日常的な維持管理が行き届いていないなどの課題がある。

また、生活の利便性にのみ目を向けた改築や家主の高齢化、後継者である若年層の転出により、良好な歴史的町並みを形成する建造物が放置され経年劣化が進んだり、取り壊されたりしている状況にある。

さらに、昭和53年(1978)の宮城県沖地震、平成23年(2011)の東日本大震災などの被害により貴重な歴史的建造物が多数除却され、残った歴史的建造物も、活用されず滅失が危惧される状況にある。



■奥山家住宅蔵(旧奥州街道藤田宿)※除却

奥山家が、所有していた土蔵。旧街道沿いに残り、往時を偲ばせる建物であったが、東日本大震災により損壊、除却された。

(4) 歴史的建造物・遺産を取り巻く環境に関する課題

本町には、原始・古代から近代までの文化財や遺跡が重層的に分布している。また、自然豊かな美しい山並みと田園風景が醸し出す農村景観、さらに、旧街道沿いの町並みに往時を偲ぶことができる。また、旧宿場町の町割や農村集落の水路など、人々の営みが続けられてきたことを示す遺構も良好な景観を作り出している。

さらに、旧奥州街道を遮るように奥羽山脈より突出した阿津賀志山の姿が、本町の固有の景観を形成している。特に阿津賀志山と防塁、中尊寺蓮の蓮池が織りなす風景は歴史と遺跡が調和した、歴史的・文化的景観を作り出している。

しかし、平成23年(2011)の東日本大震災により被災した建物がそのまま放置され、良好な景観が阻害されている状況にある。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染による風評被害から、新たな利活用もできず管理が行き届かないことによる影響は計り知れないものがある。

旧奥州街道藤田宿では、地域経済の疲弊から廃業した店舗も多くなっていたところに、東日本大震災の被害が重なり、除却された建物が多くあったことから空地や駐車場が目立ち閑散としている。また農村集落では、かつて多数の養蚕住宅と石蔵が本町独自の景観を形成していたが、経年劣化により失われつつある。



■維持向上すべき阿津賀志山の景観
(県道五十沢国見線より望む)



■旧奥州街道藤田宿の奥山家住宅
旧宿場町の中心にある奥山家住宅は、電柱等により景観が損なわれている。

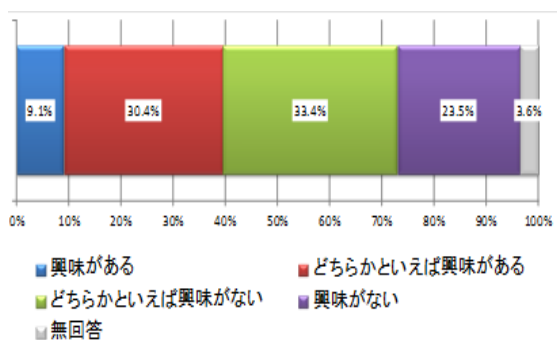
(5) 歴史的風致に対する意識の向上と情報発信に関する課題

本町の歴史的風致は、固有の資源であり、将来へ残すべき貴重なたからものである。いま、この地に住む私たちは、地域の歴史・文化遺産の中に「祖先から伝えられてきた私たちの生活文化」も含まれることを改めて認識しなければならない。将来この地に住む人々に、貴重な共有のたからものである歴史的風致を伝えるために、歴史的風致に対する意識の向上と町内外に対する情報発信が不可欠である。

しかしながら、単にパンフレットやインターネットを活用したホームページの作成などではその効果は弱く、「体験し、感動してもらう」ことをコンセプトに据えた情報発信や、実際に歩くルートの設定、町内を周遊する際の移動手段の提供・提案、など総合的に対応できる施設がなく、歴史的風致を体感してもらうには不十分である。

また、町内の文化財や史跡などの案内板の整備が行き届かず、観光客が進入路を見失う事例が生じている。さらに、本町の代表的な史跡である阿津賀志山防塁の一部のみを訪問しても、歴史的背景、立地の意義、関連する遺産などに対する十分な説明等がなされていないことから、阿津賀志山防塁が単なる古戦場跡として理解されてしまう状況にある。さらに現在まで顕彰・教育活動を推進し、来跡者への案内活動を担っている国見町郷土史研究会や文化財ボランティアでは、次世代の担い手確保が課題となっている。

問 あなたは国見町の歴史や文化財について興味がありますか



■平成 24 年(2013)町民意識調査より



■案内活動を行う文化財ボランティア

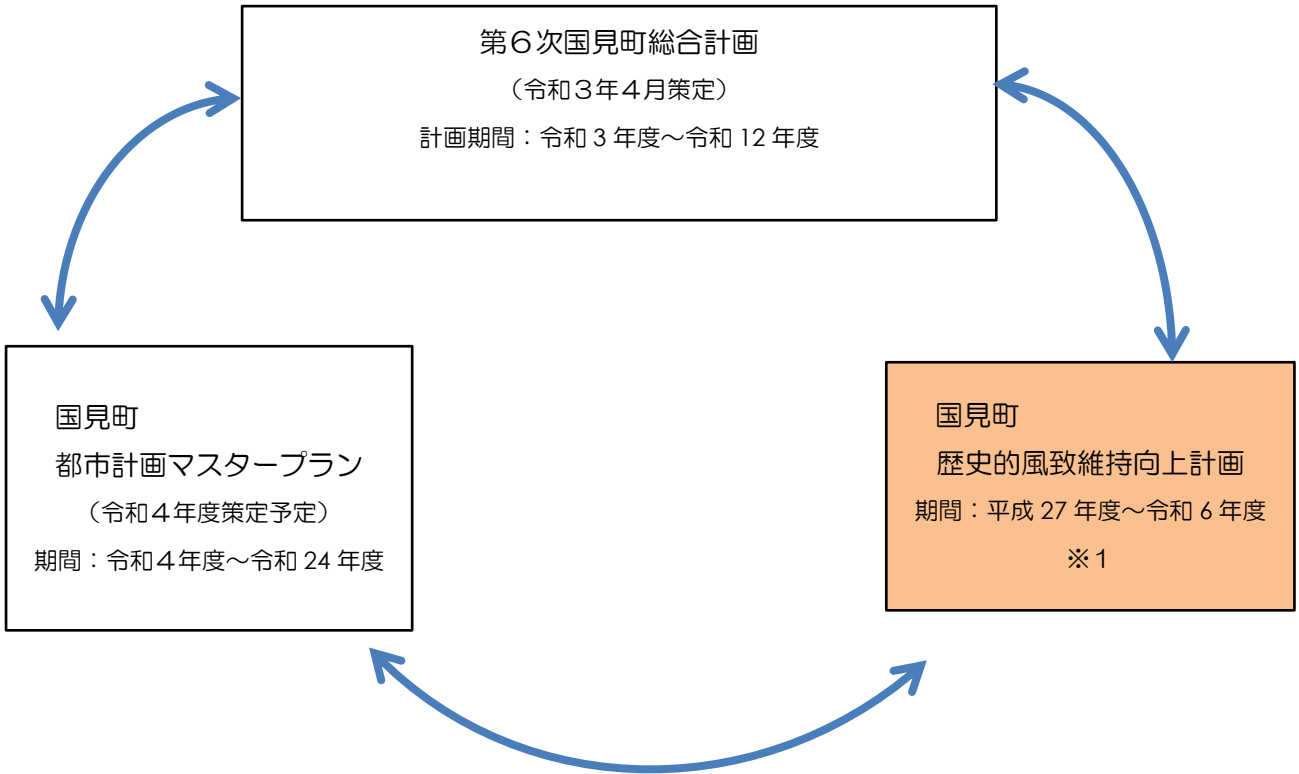
(6) 歴史文化遺産の総合的な把握に関する課題

本町にある多くの文化財や歴史的遺産は、町の成り立ちに大きく関わっている「国見のたからもの」であり、この地に住む私達が、その歴史的な価値や文化的な価値を意識することで、これから100年後にこの地に住む人々にしっかりと伝えることができる。

その意識の過程で自らの住む町の歴史や風土、この地に伝わる伝統や人々の生業が培われていく、町の「誇り」を取り戻すことで、保存・継承活動が具現化し、さらなる向上が図られることは、町の活性化にもつながる。

しかしながら、本計画策定に向けた基礎調査などにおいて、多数の文化財が明確に把握されていないことが判明し、中には調査が行われず正当に評価されていない文化財も多く存在することが分かってきた。地域の人々に意識されないかぎり、文化財や史跡の保護・保存や継承は難しく、本来の歴史的景観や地区固有の慣習などが忘れられ、埋もれてしまう可能性が高まっている状況にある。

2. 上位・関連計画の状況と関連性



※各計画が連携をもって『まちづくり』を進める。

※1 歴史的風致の維持向上に資する各種事業等の推進・管理

(1) 第6次国見町総合計画

令和3年(2021)4月に策定された第6次国見町総合計画では、「国見町は、古くは宿場町として栄え、その後、激しい時代の流れや社会情勢の中にあっても、先人たちの知恵と行動によって、その主要な産業を養蚕、果樹と変えながらたくましく発展してきました。10年後の私たちへ、そして次世代の子どもたちのために新しい国見町をつくっていく必要があります。」としている。

第6次国見町総合計画の中では、基本理念を「命を大切に誰もが幸せに暮らすまち くにみ」として掲げ、国見町に集うすべての人たちでまちづくりを進めることとしている。

第6次国見町総合計画は、基本理念を実現させるため、6つの目標・13の政策・41の施策で成り立っており、歴史を生かしたまちづくりは、「3-3-4 歴史まちづくりの推進」に位置付けられている。



目標 Mission

まちづくり 3

未来につながる
まちづくり

(子育て・義務教育・生涯学習)

政策 Vision

3-1
安心して子どもを産み
育てられるまち(子育て)

3-2
生きる力を育むまち
(義務教育)

3-3
だれもがいつまでも
学び続けられるまち
(生涯学習)

施策 Value

3-1-1 子育て支援の推進
3-1-2 子どもの権利の保護

3-2-1 学校教育力の向上
3-2-2 地域とともにある教育
3-2-3 学習環境の充実

3-3-1 生涯学習の推進
3-3-2 芸術文化の振興
3-3-3 スポーツの推進
3-3-4 歴史まちづくりの推進

まちづくり 4

恵まれた資源を
活かした
まちづくり

(農林業・商工観光)

4-1
おいしい農産物のある
まち(農林業)

4-2
魅力あふれる働きがい
のあるまち(商工観光)

4-1-1 農業生産基盤の整備充実
4-1-2 担い手の育成と経営支援
4-1-3 ブランド開発と販路拡大

4-2-1 商業の活性化
4-2-2 新産業創出と起業家支援
4-2-3 道の駅利活用と観光振興

まちづくり 5

相互理解と共感の
あるまちづくり
(行財政)

5-1
身近で信頼されるまち
(行財政)

5-1-1 持続可能な行財政運営
5-1-2 職員の人材育成
5-1-3 効果的な広報広聴

まちづくり 6

町として生きる
まちづくり

(協働・交流連携)

6-1
力をあわせてつくるまち
(協働)

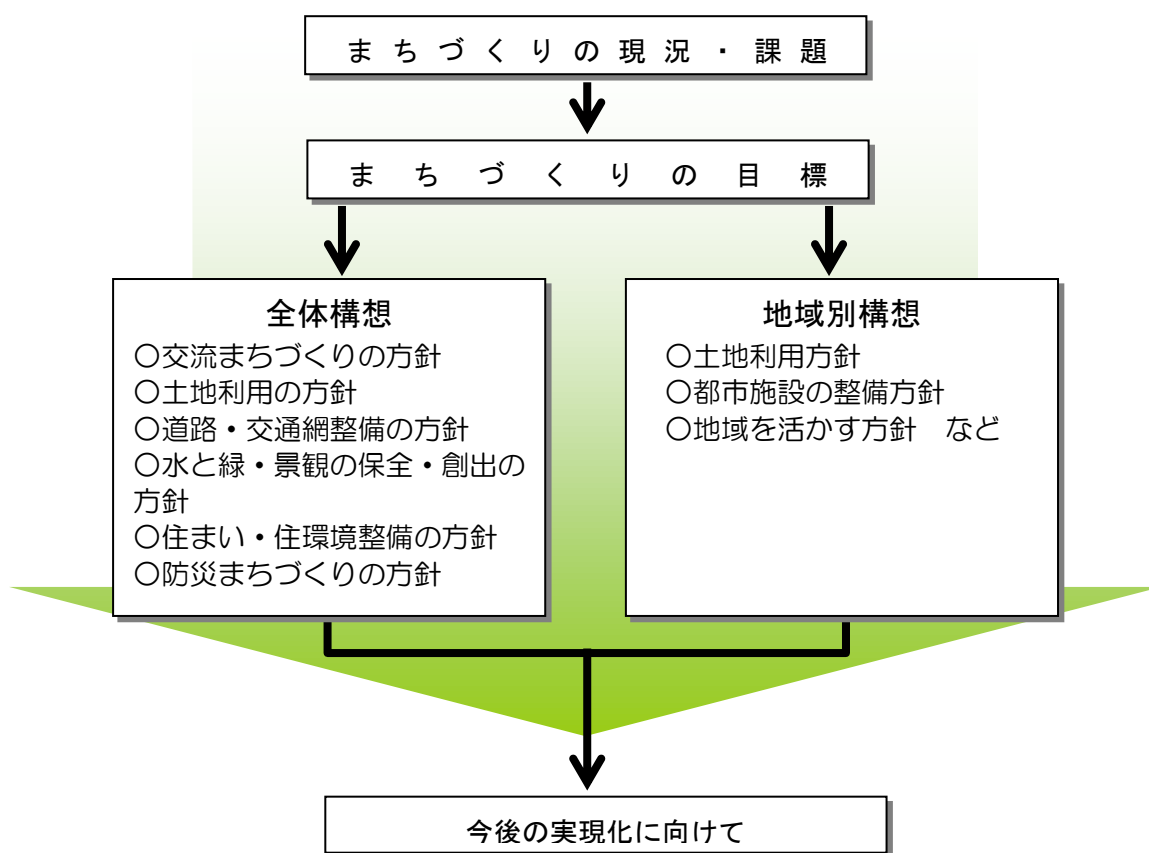
6-2
人が集まりまた来たくなる
まち(交流連携)

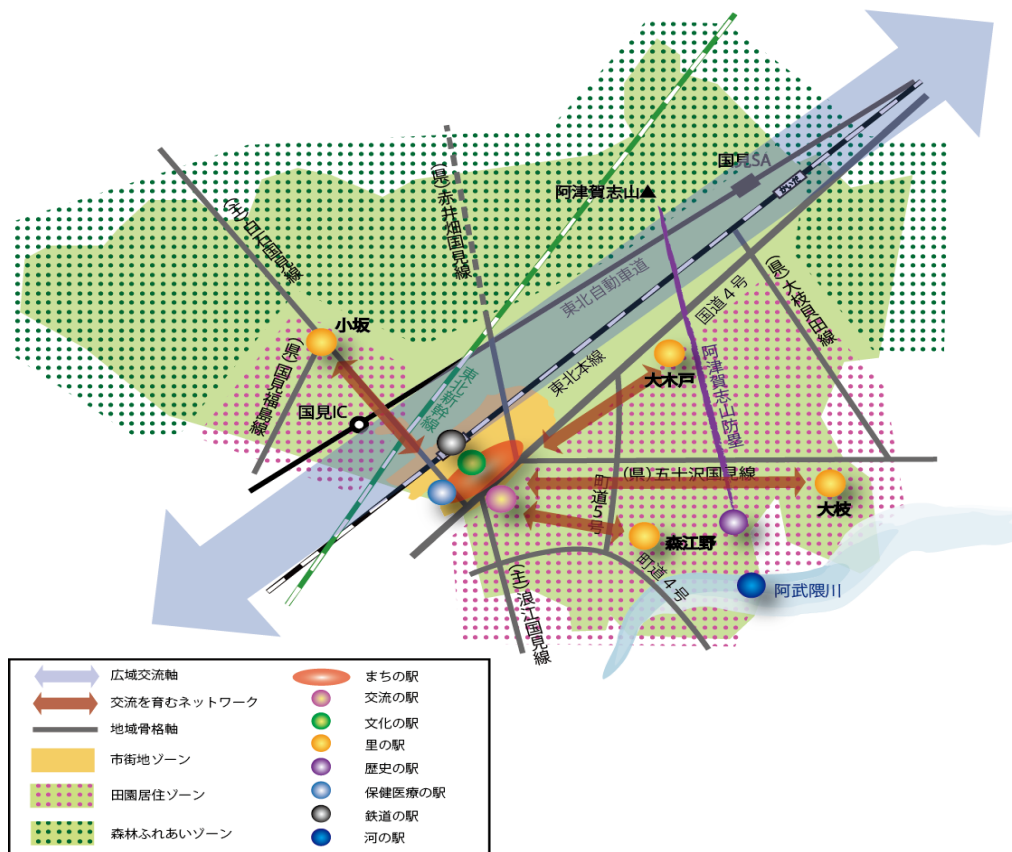
6-1-1 協働のまちづくりの推進
6-1-2 人権の尊重
6-1-3 男女共同参画の推進

6-2-1 交流連携の推進
6-2-2 移住定住と関係人口創出
6-2-3 プロモーションの推進

(2) 国見町都市計画マスタープラン(※改訂中)

国見町都市マスタープランは、令和4年度から24年度の概ね20年間を目途として現在改訂中である。基本理念として「心合わせて希望に満ちた交流のまち」「交流によりにぎわいが生まれる街」「希望と活力に満ちたまちなか空間」「心あわせて住み続けられる町民が主役の町」をあげている。地域別構想では町域を5つのブロックに分け、全体構想で示された方針を基本としながら、地域レベルでの視点に立ち、それぞれの地域ならではのまちづくりを進めることを方針としている。現段階での都市計画マスタープランの構成は以下のとおりである。





■国見町将来都市構造図

また、町民の意見を踏まえ、よりよい事業の具現化に向けて今後5年間で重点的に実施する事業を以下のとおりである。

【交流の駅・里の駅の整備】

- ・道の駅設置に向けた測量、基本設計・実施設計等
- ・道の駅予定地の地区計画の決定
- ・道の駅の運営体制の確立
- ・地域における農産物の供給体制の確立
- ・旧小学校校舎活用に向けた調査・設計等
- ・里の駅の運営体制の検討
- ・歴史資源等の駐車スペース設置等の周辺整備

【都市施設等の見直し】

- ・都市計画道路のニーズを踏まえた見直し
- ・観月台公園等の都市公園としての指定
- ・都市再生整備計画事業（国見町中央地区）の推進
- ・国道4号の4車線化早期整備への働きかけ

【町民とともに考えるまちづくり】

- ・都市計画マスタープランの周知（広報・住民説明会等）
- ・国見町活力あるまちづくり検討委員会の継続開催
- ・まちづくり情報の発信

3. 歴史的風致の維持向上に関する方針

国見町の維持向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、以下のとおり方針を定める。

(1) 阿津賀志山防塁の保存・活用に関する方針

児童・生徒の教育活動の場であり、地域住民による保護・顕彰活動の場である阿津賀志山防塁は、「阿津賀志山防塁保存管理計画」に基づき適切な保存と、発掘調査を進めるとともに、その成果を踏まえ史跡の追加指定を含めた復原整備を「阿津賀志山防塁整備基本構想」に基づきながら進める。

さらに、アクセス道や駐車場の整備とともに、史実と史跡を時代・空間軸の中で理解・体感できるようガイダンス機能の充実を図るとともに、周辺環境を含めた保存と活用の一体的な整備を推進する。

また、町内外の人々に歴史に対する理解と文化財や歴史遺産に対する意識の向上を図る機会となるよう、顕彰・教育活動に取り組める環境整備を進め、さらに教育活動の場としての利活用が促進されるよう整備を図る。

(2) 伝統を反映した人々の活動の継承

本町では旧町村単位で祭りが執り行われており、その地域に住む人々によって大切に継承されてきた祭礼や伝統芸能等の活動が数多く残されている。これらは、その地域の景観や町並みとあいまって、その地域の固有の情景を醸し出している大切な活動である。

これらの祭礼や伝統芸能の継承を支援するために、無形民俗文化財の国・県・町の指定を検討し、可能なものは積極的に支援する。

さらに、地域の固有の祭礼や伝統芸能に対する評価や価値付けを通じて、自らの地域の祭礼や伝統芸能に対する「誇り」を取り戻してもらう契機となるよう図る。またこれらの活動へ地域の人々が積極的に参加することができるような環境づくりに取り組む。

特に伝統芸能の継承に欠かすことのできない道具については、リスト化に取り組むとともに、補修や購入にかかる経費の支援を行うこととする。さらに、後継者の育成を図る観点から、地域の子ども達に、自分の住む地域の歴史や祭礼、伝統芸能などに係わる機会の創出を保護継承団体とともに図る。

(3) 歴史的建造物と町並みの保存・活用

本町にある歴史的建造物で、国または県・町の指定文化財あるいは登録有形文化財は、文化財保護法や福島県及び国見町文化財保護条例に基づき適切に保存・活用を図るものとする。一方、指定されていない歴史的建造物については、「歴史まちづくり法」に基づき、本計画で定める歴史的風致形成建造物の指定基準に合致する建造物は積極的に指定を検討する。同様に国見町文化財保護条例に基づく文化財の指定に向けた検討を行うものとする。

また、町内には石蔵や町屋・養蚕住宅・寺社仏閣などの歴史的建造物などが多数残っている。これらは本町を特徴づける町並みを形成する歴史的建造物であり、その保存と活用を図るための調査研究を進める。

歴史的建造物の保存と活用にあたっては、所有者に対象となる建造物等の評価や価値付けを説明し理解を得るとともに、経年劣化や自然災害による修繕等に対して、所有者の負担を緩和するため補助制度等を創設し、公的・民間補助制度の活用を積極的に進め、歴史的建造物や町並み及び石蔵（国見石等）の保存・活用に向けた支援の充実を図る。

※歴史的風致形成建造物とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく建造物で、歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために、その保存を図る必要があると認められる建造物。

（４）歴史的建造物・遺産を取り巻く環境の改善

本町は、豊かな田園風景と四季折々の季節、人々の営みが、旧街道の宿場町を始めとして独自の歴史的風致を形成してきた。これらは、「将来へ残すべき国見のたからもの」であり、住民と行政が協働し、維持・管理していくことが重要である。

特に本町のシンボルとなっている阿津賀志山は、景観上の保全を図りながらも、阿津賀志山防塁の歴史的史跡を将来にわたり保護していくことが重要である。また、「本町を通る二つの街道と三つの宿場町は、国有形登録文化財や歴史的町並みが残り、農村集落では水利用と豊かな田園風景の農村風景が広がることから、これらを景観上重要な区域として環境の改善を検討する。

さらに、歴史的風致を維持・向上させるため景観条例の制定および景観計画を策定するものとする。それには地域住民の協力と理解が必要であり、理解の促進を図り、モデル地区の指定などを行うものとする。

（５）歴史的風致に対する意識の向上と情報発信の推進

本町にある歴史的建造物及び祭礼や伝統芸能は、本町の風土、地勢及び歴史的背景が作り出したものである。それらの歴史的風致を維持向上させるためには、地域住民の理解を深め、意識の向上を図ることが必要である。したがって、地域の歴史や文化を学習するため副読本の作成及びガイダンス施設を整備する。またシンポジウムやワークショップを開催し本町の独自の歴史的風致と接する機会を増やすとともに、案内ボランティアを育成する。

また、本町を訪れる観光客が周遊し、本町の魅力を十分に体感してもらうため歴史的建造物や史跡を周遊するコースの設定や起点となる情報発信施設の整備をおこなう。

さらに周遊性と物語性を持ったルートの整備を行い、デザイン的に統一感のある案内

板を設置するとともに、ガイドブックや最新のモバイル機器などを活用した情報発信を目指す。また、ボランティア団体等や、平泉町との交流事業、関係市町村や大学等との連携を深め、新たな魅力の開拓にも取り組む。

■歴史文化遺産・保存・活用に係る団体一覧

| 名 称 | 主な活動エリア |
|-------------------|---------|
| 国見町郷土史研究会 | 町全体 |
| くにみ案内人 | 町全体 |
| 国見町歴史まちづくりフォーラム | 町全体 |
| 小坂まちづくりの会 | 小坂地区 |
| 内谷春日神社太々神楽保存会 | 内谷地区 |
| 錦町太鼓保存会 | 藤田地区 |
| 佐七流太鼓保存会 | 藤田地区 |
| 国見伝統文化保存会 | 藤田地区 |
| あつかし山ビッグツリー実行委員会 | 大木戸地区 |
| 一社) 二重堀サポートネットワーク | 西大枝地区 |

(6) 歴史文化遺産の総合的な把握の推進

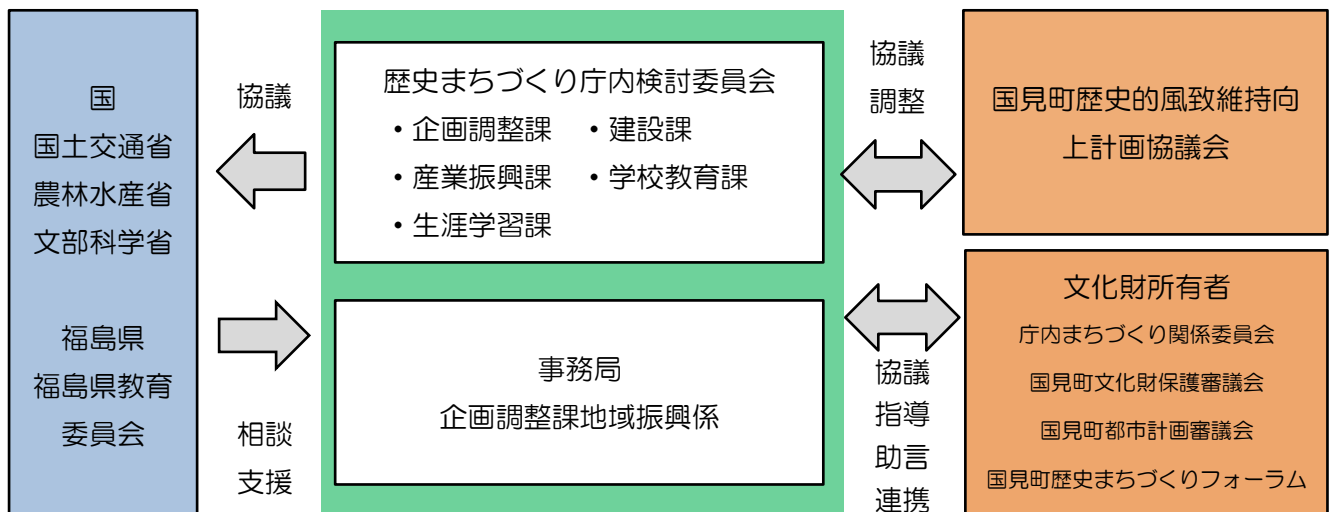
本町にある多くの文化財や歴史的遺産は、町の成り立ちに大きく関わっている「国見のたからもの」である。意識が醸成される過程で、自らの住む町の歴史性や風土、この地に伝わる伝統や人々の共同体としての意識が培われていき、保存・継承活動に対する理解も深まる。

町の「誇り」を取り戻すことで、保存・継承活動が具現化し、さらなる向上が図られることは、町の活性化にもつながる。

しかしながら、多数の文化財が明確に把握されていないことがあるため、歴史文化遺産の所在調査や評価、把握のための悉皆調査を実施し、基礎資料をそろえ「歴史文化基本構想」を策定する。

4. 計画の推進体制

本計画の推進体制は、中心となる「企画調整課地域振興係」が事務局となり、歴史まちづくり庁内検討委員会で計画推進のため庁内の連絡調整を行うものとする。歴史まちづくり法第11条に基づき設置した「国見町歴史的風致維持向上計画協議会」に意見や協力を求めることとし、事務局・庁内検討委員会は連携・調整し、計画の推進や計画の変更について連絡調整を行い、必要に応じて国・県と協議しながら進める。また、必要に応じて文化財の所有者、管理者や文化財等の保存・活用を行う町民・関係団体と連携し支援を行う。



■計画の推進体制図